

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会
第3回 議事要旨

開 催 日 時	令和4年8月2日（火曜日） 午後1時48分～午後3時30分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
主 要 議 題	奈良県最低賃金の審議（金額審議）について		
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局から、奈良県の目安額が30円となったことを説明した。 ● 公益委員と労働者委員、公益委員と使用者委員の個別協議が行われた。 労働者側委員からは、奈良県の目安額はAランクより1円低くなっていることから、大阪との金額差を拡大させず、少しでも縮めるためには、目安額に少なくとも2円の上積みが必要であるとの主張があった。 一方、使用者側委員からは、目安額に関して、現実を無視した結論ありきの数字であること、新型コロナの第7波が宿泊・観光・飲食などに与えている影響が考慮されていないこと、企業物価の上昇や春闘の妥結額を考えると実態と乖離した金額であることなどの主張があった。 労使の主張が平行線であったため、継続して審議されることとなった。 ● 次回（第4回）専門部会は、8月4日（木）午後1時30分から開催することとなった。 		